

品川区にお住まいの（住民登録をしている）満3歳から5歳（小学校就学の始期に達するまで）の幼児を私立幼稚園または都知事が認定する幼稚園類似施設（インターナショナルスクール等は除く）に通園させている保護者に対して、下記の対象基準に該当する補助金を交付します。

1

保育料に対する補助金

・・・税額により補助金額が変わります

- ★園児保護者補助金は品川区と東京都、就園奨励費補助金は品川区と国の補助金から交付されています。
- ★支給基準に該当すれば、園児保護者補助金と就園奨励費補助金をあわせて申請することができます。
- ★世帯の当該年度の税額やお子さんの人数など、世帯構成によって補助金単価が異なります。



(1) 園児保護者補助金・就園奨励費補助金（類似施設就園補助金）対象基準（年額）

区分	子区分	補助金額	補助金内訳		備考
			園児保護者	就園奨励費	
① 生活保護世帯	第1子	466,400	158,400	308,000	多子軽減の算定 における兄・姉の 年齢制限はなし*
	第2子				
	第3子				
② 区市町村民税が非課税または、所得割課税額が非課税世帯	第1子	430,400	158,400	272,000	
	第2子	466,400		308,000	
	第3子				
③ 区市町村民税の所得割課税額が <u>77,100 円以下</u> の世帯	第1子	325,200	138,000	187,200	
	第2子	405,400	158,400	247,000	
	第3子	466,400		308,000	
④ 区市町村民税の所得割課税額が <u>211,200 円以下</u> の世帯	第1子	188,200	126,000	62,200	
	第2子	336,200	151,200	185,000	
	第3子	459,200		308,000	
⑤ 区市町村民税の所得割課税額が <u>256,300 円以下</u> の世帯	第1子	112,800	112,800		
	第2子	298,000	144,000	154,000	
	第3子	452,000		308,000	
⑥ 区市町村民税の所得割課税額が <u>256,301 円以上</u> の世帯	第1子	84,000	84,000		
	第2子	238,000		154,000	
	第3子	392,000		308,000	

* 多子軽減の算定は、小学校3年生までの兄・姉の数に応じます。ただし、所得割課税額 77,100 円以下の世帯については、対象とする兄・姉の年齢制限はありません。（ただし、生計を一にする兄・姉に限ります。）

◎ひとり親世帯等の場合、特例として、②区分に該当する場合は、①区分の補助金額を適用し、③区分に該当する場合は、②区分の補助金額を適用します。（ひとり親世帯等であっても、④区分以上の世帯の場合は特例の対象とはなりません。）

【ひとり親世帯等とは】ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

★所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の特別税額控除適用前の額とします。

★世帯に課税されている人が複数いる場合は、その合計の課税額となります。

★保護者が実際に負担した保育料を上限としています。

(2) 補助金を申請するにあたっての注意事項

- ★品川区に住民登録、居住し、品川区から通園していることが条件となります。
- ★途中で入退園または品川区外に転出した場合は、在園・在区月数が交付対象となります（転入月は対象となりません）。

(3) 交付方法と振込時期・・・補助金は保護者の口座へ、年2回に分けて振込みます。

	口座入金予定	補助対象月
1回目	10月中旬～下旬	4～9月
2回目	4月上旬～中旬	10～3月

※交付決定通知書をお送りします。（振込み時の通知はお送りしません。）
※通知書の再発行は出来ませんので、大切に保管してください。



2

入園料に対する補助金・・・税額や所得による制限なし 100,000円

- ★対象者は平成30年4月から平成31年3月までに入園した方で、今年度まだ申請していない方です。
- ★入園料補助金は1人につき1回のみです。転園された場合の入園料は対象になりません。
- ★他の自治体で入園料補助金を交付されたことのある方は対象になりません。
- ★保護者が実際に負担した入園料を上限として交付します。



申請手続

(1) 提出書類 平成30年度 私立幼稚園等補助金交付申請書 兼 請求書

このお知らせの「申請書記入の手引き」を参照のうえ、必要事項をご記入ください。

- ① 平成30年1月1日時点で品川区に住民登録がなかったご家族がいる場合は、住民税の課税証明書の提出が必要です。区市町村民税所得割額、配偶者控除の有無、扶養の人数が記載されているものを、平成30年1月1日時点の住民登録地の区市町村で発行してもらってください。
- ② 海外から帰国された方など、平成30年度の住民税が課税されていない場合は、職場などで発行された平成29年中の給与総額を示す収入証明書等の提出が必要です。
詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。
- ③ 未申告等の理由により平成30年度の住民税が確定していない方が世帯にいる場合は、補助金の交付ができません。

申請後、世帯構成や金融機関名、住民税額などの変更がありましたらすみやかにご連絡ください。

(2) 提出期限 平成30年7月27日（金）《必着》

上記の期限までに提出しなかった方（提出期限後に途中入園・転入された方など）は、**最終期限の平成31年3月4日（月）《必着》**までに提出してください。
また、住民税額が変更になった場合はご連絡ください。

(3) 提出方法 区役所へ郵送または持参

- (4) 提出先 〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 私立幼稚園担当あて
(ご持参の場合：第二庁舎の7階です)
電話 03-5742-6039 (直通)



申請書記入の手引き

※両面の枠の中を必ず記入してください。
 ※記入にあたってはボールペンまたはインクを使用してください。
 (鉛筆、シャープペンシルは不可)

(おもて面)

★振込口座は、園児と一緒に住まいの保護者名義の口座を記入してください。

★会社・団体名や肩書きの付いた口座は使用できません。



第1号様式 平成30年度 私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書 ※後の中を記入ください。

園名 ひろまち 幼稚園	フリガナ シナガワ	(氏名) ハナコ	平成26年5月5日
入園日 平成30年4月	園児名 品川 花子	区 品川	園コード 入園料 申請番号

高川院長あて
上記の要項について、平成30年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金 親護者扶養補助金を申請します。
 (今年度入園し、未だ入園料補助金を請求していない方のみ)
 ※入園料補助金を一度でも受けたことがある場合は対象になりません。

口座種別(書式) 控除のみを適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の□にチェックしてください。
 ※第1種(書式) 控除とは、納税者の夫(妻)と共同若しくは離婚した後離婚をしていない場合、または夫(妻)の生計が明らかでない場合に受けられる控除のことです。
 ※第2種(書式) 控除は控除のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際に組み込みし適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金交付資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な申請書類が状況に応じて品川区が別途で請求することになります。

平成30年7月20日

申請者(保護者)の氏名 品川 太郎	フリガナ シナガワ タロウ	住所 〒140-0000 品川区 広町 2丁目 1番 36号
金融機関 品川 太郎	支店名 品川	口座番号 1 2 3 4 5 6 7

※裏面も必ずご記入ください。



お問い合わせさせていただきます。

(うら面)

補助金算定するための様式です。枠の中を記入してください。
 ●世帯構成についてご記入ください。 ※園児を含む家族全員。単身赴任等で同居されていないが園児を扶養している方も記入してください。就学等で別居されている生計を一にする兄・姉がいる場合も記入してください。
 □ひとり親世帯に該当する場合は、左の□に入れてください。

氏名	フリガナ	性別	生年月日	【世帯】 世帯主・保護者 認定子ども世帯	【学年】 小学1～3年生が いる場合のみ	区使用届 所得別府
本人 品川 太郎	シナガワ タロウ	男	1期 7大・3期・4年 45年 7月 1日	幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○
妻 品川 咲子	シナガワ サキコ	女	1期 7大・3期・4年 47年 2月 1日	幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○
子 品川 一郎	シナガワ イチロウ	男	1期 2大・3期・4年 10年 3月 1日	幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○
子 品川 次郎	シナガワ ジロウ	男	1期 2大・3期・4年 22年 8月 7日	幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○
子 品川 花子	シナガワ ハナコ	女	1期 2大・3期・4年 26年 5月 5日	幼稚園・保育園 ひろまち 幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○
子 品川 花子	シナガワ ハナコ	女	1期 2大・3期・4年 年月 日	幼稚園・保育園	小学 1・2・3年生	○

区使用届
子区分
配偶者控除
園児控除
合計

フリガナ氏名
品川 太郎
住所
神奈川県横浜市○○区○-△-×

フリガナ氏名
住所

★ひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯に該当する場合は□を入れて、該当する方の手帳等の写しをご提出ください。
 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

★家族全員(園児を含む)を記入してください。
 ★単身赴任者、別居中の配偶者がいる場合または就学等で別居の生計を一にする兄・姉がいる場合も、必ず世帯構成に含めて記入してください。

★平成30年1月1日に品川区に居住していなかった方がいる場合は、そのときの住所をご記入ください。
 ★平成30年1月1日にお住まいの市区町村で発行された住民税の課税証明書(市区町村民税の「所得割額」、配偶者控除の有無、扶養の人数が記載されたもの)をご提出ください。
 海外から帰国された方など、平成30年度の住民税が課税されていない場合は、職場などで発行された平成29年中の給与総額を示す収入証明書等をご提出ください。
 (平成30年1月1日に品川区に住民登録があった方は、課税証明書は必要ありません。(未申告の方を除く。))

※課税証明書等の提出がない方、または住民税未申告の方は補助金の支給対象外となります。

対象となる方は、申請書を提出してください。提出期限：平成30年7月27日(金)《必着》
 ★提出期限後に途中入園・転入された方等は、随時(平成31年3月4日までに)提出してください。
 最終期限は平成31年3月4日(月)《必着》です。

【 住民税について 】

住民税は特別区民税（市町村民税）・都民税（道府県民税）に分かれており、特別区民税は所得割額・均等割額に分かれています。

私立幼稚園の保育料補助金は特別区民税の所得割額によって額を決定します。

ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除の税額控除前の額を基準とするため、通知書の表示と一致しない場合があります。

※ 申請後に住民税額が変更になった場合は、ご連絡ください。

1. 特別徴収（給与所得者の方など住民税を給与控除で納めている方）

勤務先を通じて5～6月頃受け取ります。

※お手元に届いていない方は勤務先へお問い合わせください。



2. 普通徴収（自営の方など、住民税を納付書や口座振替によって納めている方）

区役所から6月頃に各納税者あてに納付書とともに発送されています。

※お手元に届いていない方は区役所税務課へお問い合わせください。



3. その他、非課税などの方には税額の通知がされませんので、各自ご確認ください。

4. みなし寡婦（寡夫）について

税法上の寡婦（寡夫）控除は、婚姻関係がある者が死別・離別した後、婚姻をしていない場合に対象となるため、婚姻歴がない方は本来寡婦（寡夫）控除の対象となりませんが、下記に該当している方は寡婦（寡夫）控除があったとみなして、税額を再計算します。

【みなし寡婦（寡夫）控除の対象となるケース】

- ① 寡婦 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの
- ② 寡夫 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の所得金額が500万円以下であるもの

過去に婚姻歴がなく、上記条件に該当している場合は、申請書表面のみなし寡婦（寡夫）欄にチェックをしてご申請下さい。

申請する場合は
チェック

第1号様式 平成30年度 私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書

※枠の中をご記入ください。

園名	ひろまち 幼稚園	フリガナ	(氏) シナガワ	(名) ハナコ	生年月日	平成 26年 5月 5日		
	入園日	平成 30年 4月	園児名	品川 花子	区使用欄	園コード	入園料	申請番号

品川区長あて
上記の園児について、平成30年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金 児童奨励員補助金 を申請します。
(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)
※入園料補助を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

申請料補助金 を申請します。 支払った入園料 円 ※ 10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の□にチェックをしてください。
※寡婦（寡夫）控除とは、納税者の夫（妻）と死別若しくは離婚した後再婚をしていない場合、または夫（妻）の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。
寡婦（寡夫）控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際はみなし適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金交付資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民税課税状況などについて品川区が公簿で確認することに同意します。
また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に振込みしてください。

平成 30年 7月 20日

申請者 （保護者） 申請者署名	フリガナ	(氏) シナガワ	(名) タロウ	住所	〒140-0000 品川区 広町 2丁目 1番 36号		
	金融機関	金融機関コード	1 2 3 4	支店コード	1 2 3	口座種別	口座番号

金融機関 広町 銀行 信用金庫 信用組合 支店名 品川 出張所 普通 1 2 3 4 5 6 7

申請者署名と同一人物の口座情報を、通帳に記載されているとおり、正しくご記入下さい。
訂正する場合は二本線を消し、正しく書き直してください。

※ 裏面も必ずご記入ください。

